

# 滋賀県環境影響評価審査会の運営方針について

令和6年4月1日改正  
滋賀県環境影響評価審査会

## 第1 運営の方針

- (1) 配慮書、方法書等のアセス図書については、委員および専門委員で構成する小委員会を設置し、小委員会で審査するものとする。小委員会の決議は、審査会の決議とする。
- (2) 技術指針、審査会の運営等に関する事項については、原則として委員で構成する会議で審査するものとする。
- (3) 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した小委員会構成委員がその職務を代理する。

## 第2 アセス図書の審査方法

- (1) 配慮書（審査する場合、以下同じ）および方法書についてはそれぞれ2回、準備書については3回の開催とする。ただし、審査の状況等によっては、これら以上の開催回数となることもある。
- (2) 審査は、以下の順序で進める。なお、各回で質疑応答、意見交換および討議を行う。
  - ア 配慮書段階
    - 1回目 - - - - - 事業・評価結果等の説明（、現地視察）
    - 2回目 - - - - - 住民意見、市町長意見を踏まえた意見（以下「審査会意見」という。）のとりまとめ
  - イ 方法書段階
    - 1回目 - - - - - 事業説明（、現地視察）
    - 2回目 - - - - - 審査会意見のとりまとめ
  - ウ 準備書段階
    - 1回目 - - - - - 準備書の説明（方法書の提出後、長期間経過した場合には、再度、現地視察を行うことがある。）
    - 2回目 - - - - - 要検討事項についての補足説明
    - 3回目 - - - - - 審査会意見の取りまとめ

- (3) 審査に際しては、必要に応じ事業者および調査受託者の説明を求める。
- (4) 委員および専門委員は、各自の判断と責任で意見を述べ、小委員会としての統一見解として委員長が集約し、審査会意見とする。
- (5) 委員および専門委員は、専門分野に限定されず、配慮書、方法書および準備書の各図書について総合的な視野から審査する。
- (6) 審査は、各図書の記述内容が環境影響を判断するのに十分であるかどうかの判断を行う。

具体例

- ・予測の前提条件が適正か。
- ・予測手法が適正か。
- ・論理的であるか。
- ・住民にも理解される内容か。

- (7) 審査は、環境に与える影響に限定し、事業が環境に配慮されているかの技術的判断を行う。

具体例

- ・環境への影響が住民にとって安全サイドにあるか。
- ・環境保全対策に裏付けがあるか。

- (8) 審査では、事業の可否について判断しない。

### 第3 審査会の公開等

- (1) 事務局は審査会終了後、議事録を取りまとめる。
- (2) 審査会の会議および議事録等の公開については、別紙1「滋賀県環境影響評価審査会公開要領」による。
- (3) 審査会の開催の周知については、審査会開催案内を作成し、県民活動生活課県民情報室およびインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。
- (4) 審査会の傍聴については、別紙2「傍聴要領」による。

### 【参考】

#### 滋賀県環境影響評価条例（抜粋）

##### （技術指針の策定等）

第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

（1）～（7）（略）

第5条 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

- 2 知事は、技術指針を定め、または改定しようとするときは、滋賀県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。
- 3 知事は、技術指針を定め、または改定したときは、その内容を告示するものとする。

##### （配慮書についての知事の意見等）

第5条の6 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2～3（略）

4 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ滋賀県環境影響評価審査会の意見を聞くことができる。

5～7（略）

##### （方法書についての知事の意見等）

第9条 知事は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2～3（略）

4 第1項の場合において、知事は、あらかじめ滋賀県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。

5～6（略）

##### （設置）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定により定められた事項を審査するほか、知事の諮問に応じ、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。

##### （組織等）

第34条 審査会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審査会は、専門の事項を審査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 委員および専門委員は、学識経験のある者その他知事が適當と認める者のうちから知事が任命し、または委嘱する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第35条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**滋賀県環境影響評価条例施行規則（抜粋）**

(審査会の会長および副会長)

第40条 審査会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第41条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があるときは、事業者および法対象事業者に対し、会議に出席し必要な説明を行う求めることができる。

(小委員会)

第42条 審査会は、その定めるところにより、その所掌事務を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の所掌事務に係る審査および調査審議の経過および結果を会長に報告するものとする。
- 5 審査会は、その定めるところにより、小委員会の決議をもって審査会の決議とすることができます。
- 6 前条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第43条 会長が必要と認めるときは、審査会に、専門の事項について、審査し、または調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 第41条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第44条 審査会の庶務は、琵琶湖環境部において処理する。

(会長への委任)

第45条 第40条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(別紙1)

## 滋賀県環境影響評価審査会公開要領

### 第1 審査会の公開

配慮書、方法書または準備書についての審査会は、原則として公開する。なお、公開の可否については、会長（委員長）の判断によるものとする。ただし、公開すべきでない環境情報を扱うときはこの限りでない。

### 第2 公開審査会の傍聴

- (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定め、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める。
- (2) 審査会が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定め、傍聴を認めた者に周知する。この場合、審査会の運営に支障があると判断される場合には、傍聴人に入場の制限その他必要な措置を取ることができるものとする。

### 第3 審査会結果の公表

- (1) 公開した審査会の結果については、開催後、30日以内に議事録を作成し、県民情報室に添え付け、閲覧に供する。
- (2) 非公開とした審査会の結果については、会議の開催状況を公表する。公表の方法は(1)に準ずる。

## 傍聴要領

滋賀県環境影響評価審査会

滋賀県環境影響評価審査会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県環境影響評価審査会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で傍聴を申し出て、会長（委員長）の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた時点で、受付を締め切ります。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、所定の席に着席してください。

### 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 会長（委員長）が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

### 4 その他

- (1) 受付時にお渡しした、環境影響評価に係る図書は、終了時に事務局（受付）あて返却してください。
- (2) 環境影響評価に係る図書については、1団体に1セット（冊）です。
- (3) 不明な点があれば、係員にお問い合わせください。